

第4期第4回横浜市子ども・子育て会議〔総会〕 会議録	
日 時	令和元年10月8日（火）午後6時30分から午後8時23分まで
開催場所	神奈川中小企業センタービル 14階 多目的ホール
出席者	大日向雅美委員長、明石要一副委員長、大野功委員、大庭良治委員、川越理香委員、木元茂委員、熊谷浩伸委員、後藤美砂子委員、七海雷児委員、藤井千佳委員、八木澤恵奈委員、柳井健一委員、山田美智子委員、吉田眞理委員
欠席者	青山鉄兵委員、神長美津子委員、佐藤慎一郎委員、津富宏委員、難波裕子委員、萩原建次郎委員
開催形態	公開（傍聴者8人）
議 題	<p>1 部会報告</p> <p>（1）子育て部会</p> <p>（2）保育・教育部会</p> <p>（3）放課後部会</p> <p>（4）青少年部会</p> <p>2 審議事項</p> <p>（1）平成30年度 横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について</p> <p>（2）第2期「横浜市子ども・子育て支援事業計画」素案（案）について</p> <p>3 その他</p>
決定事項等	審議事項について、事務局案を了承することとする。
<p>1 部会報告</p> <p>（2）保育・教育部会</p> <p>○木元委員 資料3-2に基づき報告 ⇒質問・意見なし</p> <p>（3）放課後部会</p> <p>○明石委員 資料3-3に基づき報告 ⇒質問・意見なし</p> <p>（4）青少年部会</p> <p>○大野委員 資料3-4に基づき報告</p> <p>○明石副委員長 疑問に思ったのは、最初の中ポチで、「青少年の地域活動拠点づくり事業」の設置数が、計画の目標数に達していないですね。それがなぜかというのは、お金がなかったのか、空間がなかったのか、担う人がいなかったのか、どういう議論をされたのでしょうか。</p> <p>○大野委員 当初、現行計画では、5か年計画の中で各区に1か所ずつの設置を目指していました。現在は6か所あり、残り12か所を第2期計画で進めることになるのですが、遅れた原因については、議論の中でも、地域の方や庁内で中高生の居場所の必要性の理解促進が不十分、場所の課題や拠点の運営をお願いするNPOや企業の確保が困難等の様々な課題がありました。そういったところに対する対応もまた今後進めていかなければというようなことが大きく取り上げられました。</p> <p>○明石副委員長 私が質問したのは、放課後部会は、1年生から6年生までの居場所づくりをものすごく熱心にやっていると。この青少年の地域活動拠点は、青少年というか、中・高校生、大学生だと思</p>	

うのです。その辺で、小学生の放課後で居場所があったのが、中・高・大学生の居場所づくりが、やはり青少年問題で、若者の居場所づくりをどうするかは大きな課題なのです。それが進んでいないというのは、せっかくこれだけうまくいっている横浜市でちょっと変に思ったので質問しました。

○事務局 まず、この資料の2番目にございますように、「青少年の地域活動拠点づくり事業」などの認知度を高めるために、周知に力を入れていくべきというようなご指摘をいただいております。この事業の対象である中・高生への認知度が不十分なのではないか、そのために広報、PRをしていくべきではないかというようなご意見をいただいております。それとともに、拠点自体が、箱物を設置するというよりは、中で活動する、いわゆるユースワーカーの方の人材確保や地域とのつながりの推進等、質の問題もあります。様々な課題があり、なかなか進まず、このような結果になっているのではないかというような議論をさせていただいたところでございます。

○明石副委員長 例えば杉並区は「ゆう杉並」というものを20年前につくって、非常に中・高校生の放課後の居場所になっています。千代田区もそのような高校生を対象にした居場所を用意しているのです。今後の課題は、中・高校生の放課後の居場所づくりをどうするかというのが、私は非常に大きな課題だと思っておりますので、ご検討願えればと思います。

2 審議事項

(1) 平成30年度 横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について

○事務局 資料4に基づき説明

○大庭委員 1点気になりましたのが、保育所等での一時保育の評価がC・Dということで、これは保育所としてはやらなければいけない事業の一つになっている状況にもかかわらず、このような評価は意外でございました。原因は何かということを考えますと、やはり一時期よりは、一時保育に対する補助は相当低いものになってきていると思います。人員は今、非常に高騰しております。保育士の時給は、派遣であれば2500円くらいの時代です。そういったときに、今の補助金ですと、保育所としても人をあてがうような余裕が、ただでさえ保育士不足でございますから、そういったことが背景にあるのではないかと考えております。

○事務局 保育所等での一時保育につきましては、A3の資料の6ページのところにありますが、今回の点検・評価でD評価とさせていただきますと、目標より大幅に遅れているということにしております。一時保育につきましては、保育所等で、約510数か所で実施していただいている、年間で延べ14万人程度にご利用いただいている状況ではありますが、目標値に比べると大幅に下回っているということで、今回、D評価にしております。今、大庭委員からは保育現場の状況ということでご指摘いただきましたが、我々としては、平成30年度の取組のところの2つ目の黒ポチのところに少し分析として書かせていただいておりますが、保育所等に関しては、待機児童対策を進めている中で、各施設においては入所枠を可能な限り拡充していただいているという現状がございます。そのため、一時保育に活用できる枠を設けることが難しい状況があって、実績が目標値を下回っているという状況があります。待機児童対策ももちろん重要ですが、ご家庭で保育されている家庭の一時預かりも重要ですので、我々としては今、3つ目のところに書かせていただいておりますが、現状施設に対して実態調査をさせていただく予定でございまして、その調査を踏まえて、利用実態を把握して利用者への案内をすることで、今ある利用枠をできるだけ有効に活用できるようにしていきたいということで取り組んでおります。今ご指摘いただいた処遇の部分については、現場の課題ということで受けとめさせていただければと思います。

○柳井委員 今の話を聞いていて、もちろん一時保育をするための空き定員部分がないのも事実としてあると思うのですが、当然そこにかかわる保育士もいないと。保育士がいない一つの要因としては、実は、例えばフルタイム勤務は厳しくても、3時間だけなら働けるとか、朝晩だけならいいという方はいらっしゃるのです。ところが、仮に4時間勤務をしたいというときに、4時間勤務になってしまうと補助金額がぐっと下がってしまうのです。それが、例えばフルタイムの半分の補助金がいただけのだったら、随分、処遇改善できると思うのですが、その辺のところ、いきなりが一んと下がってしまうものですから、フルタイム以外の雇用がしにくくなってしまいうという現状はあると思うので、そのところの改善もぜひ検討していただければと思います。

○事務局 横浜市におきましては、公定価格と呼ばれている国の給与の額に上乘せしまして、向上支援費というのをやっているのですが、その中でローテーション保育士雇用費というものがございまして、基準よりも余計に保育士を雇った場合の補助を出しております。実は、他市町村でそういうのをやっていないところでは、短時間の保育士を雇いにくいという声をよく聞くという話は聞くのですが、横浜市においては基準よりもプラスアルファで、例えば雇った部分について手当が出るようにしている部分はございますので、そのあたりは加味していただければと思います。

○柳井委員 わかっているのですが、それが例えば4時間のときに半分にはなっていませんよね。例えば4時間では、額としては8時間のフルタイムの補助額の半分をもらえません。

○事務局 実際、配置基準のプラスアルファの部分を手当とするようにはしておりますので、例えば保育士1人分ではないから半分でちょうど半分とか、そういう計算の仕方ではないのですが、今のローテーション保育士雇用費の仕組みでは、その部分の不具合にはならないようにしているつもりではあります。今、制度の細かい説明の資料も手元にないもので、細かい部分までご説明はできないところで恐縮ですが、現在は、横浜市として独自に補助はしておりますというところでございます。

○大庭委員 今のご説明ですが、少し間違いがあるような気がいたします。今、柳井委員がおっしゃっているのは、1人分は1人分に満たないと出ない、たしか160時間勤務しないと出ないです。今、説明があったローテーション保育士雇用費も、(正規職員を)雇えば逆に赤字になるのです。なぜかという、1人分のフルタイムのローテーション保育士雇用費が出ていないのが現状なのです。これは、横浜市さんが2年前にローテーション保育士雇用費の単価を下げたわけです。なので、多くの保育園から、なぜ下げたんだという声は、横浜市さんには届いていると私は思っております。

○木元委員 各施策における指標の進捗状況で、評価がAのワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる企業の割合という、23ページのところを拝見したのですが、実際のところ、これでA評価というのは余りにも目標設定が低過ぎるのではないかという気がしております。台風になっても、駅でどれだけ止められても、ずっと立ち尽くして会社に行かなければいけないという現状を考えると、果たして本当に会社はそういうことを考えてくれているのだろうかと思わざるを得ません。これはもう明らかにこのA評価というのは、もともとの目標設定が甘過ぎるのではないかとちょっと感じました。

○柳井委員 千葉県が大変な台風の被害に遭っていました。学校現場もそうですが、今までの基準では対応し切れない状況に今はなっています。学校現場の話をしみますと、朝7時の段階で暴風警報か大雪警報が出たら学校は休みとなっているのですが、今は交通手段が計画的に運休しますから、職員が来られない、そのことについて対応策が全くできていないのです。保育園の状況はもっとひどいと思います。ひどいというのは変な言い方ですが、保育園は学校と違って、もちろん子どもたちを預かることがメインになっていますので、父親・母親が会社に行くことから変えていかなければいけないのかもしれませんが、現実的に、例えば今週末の土曜日、このあたりに大型台風が来るかもしれな

いと。そういう状況の中で、何が何でも保育園を開けろというときに、全ての電車が止まってしまっている状況の中で、どうやったら職員が来られるのだろうか。例えばそのときに、何とか近い人が歩いてきてくれたり、いろいろやっても職員が3人しか来られない、そこに子どもが10人来たら厳しいわけです。その辺のところは少し根本的に議論して変えていかなければいけないところかと思っていますので、どこかでしっかりと議論していただければと思います。

○大日向委員長 それは社会全体の問題として議論してまいりましょう。

○七海委員 その部分でつけ加えていただきたいのが、保育園もそうなのですが、キッズクラブが始まりましたけれども、小学校は暴風雨でお休みだったのに、キッズクラブは運営していたので、結局、うちの小学校も4～5人来たそうです。なので、そこも一緒にあわせて小学校と同時に休むとか、そういう形にしていただけたらうれしいと思います。

(2) 第2期「横浜市子ども・子育て支援事業計画」素案(案)について

○事務局 資料5-1に基づき説明

<第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画素案に関する部分の部会報告>

○吉田委員 資料3-1に基づき説明

○木元委員 資料3-2に基づき説明

○明石副委員長 資料3-3に基づき説明

○大野委員 資料3-4に基づき説明

○柳井委員 事務局の説明の27ページの児童虐待のところですが、部会でもお話しさせていただいたのですが、一つとして、このことに対して社会としてのニーズもすごく高まっているし、学校現場で、横浜の場合には就学時健康診断を全校でやっています。新1年生に入るときに、11月ぐらいが多いと思いますが、様々な健康診断とちょっとしたコンタクトのことをやっていたりするのですけれども、今年、児童虐待のことも学校現場として入ってきて、そのところで、顕著な例を報告してほしいと。それは大切なことだと思っていますが、数名、その日に来られない家庭があるのです。それが、一つには、児童虐待的なことがその裏に隠れているのではないかとということで、今までも来られない家庭には当然、学校としては電話したり様々やっていたのですが、一步進んで、その家庭に行きなさいぐらいな話になっているのです。ところが、学校現場としては、その子は学籍がある子どもではありませんから、本来、そこに本当に力を入れるなら、もちろん学校から、こういう子が来なかったよという連絡は第一義的に入れますが、その後のフォローはしっかりするべきだと思うのです。これは、学校の先生に任せたら、自分の職務の二の次の話になってしまいますので、そのところは専門家である方や、あるいはどこの部局かはわかりませんが、その方々がスタッフをきちんとつくって、そういう方を訪問するとか、そういうことをしていけないのではないかと考えています。これが現状は、今年の状況は、まだ学校に丸投げされている状況で、もしかしたら発見が遅れる可能性も出てきますので、これについてはしっかりと、そういうことではなくて行政の責任としてやっていただきたいと思っていますので、ぜひそのところをご検討いただきたいと思っています。

○事務局 今おっしゃっていただいた就学時健康診断、それからその後の学校説明会等で来られなかったお子さんに関してということで、横浜市はもともと、居所不明児童を出さないための取組ということで、学校現場の皆さんにも協力していただいて、早い段階でつなげていただくというようなことを進めてきたわけなのですが、今おっしゃっていただいたように、学校に丸投げではなくて、就学時

健康診断で来られなかったお子さんに対して早い段階で区役所につなげていただくような取組を今、教育委員会と相談して、我々も進めているところです。校長会等でもご意見をいただくようなことを進めていまして、なるべく児童虐待を未然防止するためにということで、早い段階で区役所や児童相談所とつながる仕組みづくりを今、検討しているところです。

○山田委員 スライドの12番の基本施策1の保育・教育と学齢期までの切れ目のない支援と、その裏の基本施策2の青年期までの育成のところですか。ここは関連していると思いますが、先ほどから放課後が大事というところが議論されているとおりに、今、現場で見ていて思うのが、幼・保・小の接続だけではなく、プラス放課後のあり方を、それぞれのご家庭の子どもさんをどうやって丁寧につないでいくかということが大切です。特に放課後の部分は、例えばキッズクラブを週3日使い、あとの2日は放課後デイサービスに行きますという場合に、その調整は保護者さんが今、頑張っている状況です。放課後デイサービスも、1つの事業所だけではなく、2つの放課後デイサービスを使っている障害の保護者さんもいて、そこの調整もまた保護者さんは頑張らなければいけない。もちろん保護者さんが頑張るのはいいことですが、そこで一緒に誰か第三者がその子を見立てをまとめて考えていくとか、幾つかの社会資源を使っていく中で、どうやって適切にその子を見立てを伝えていくかが大事なところですか。これは、特に12番のところに「小学校への円滑な接続」と書いてありますが、これは放課後も含めて円滑に接続できるような工夫が必要なのではないかと、現場で見ていて思っています。

それから、20番の生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実と、それからワーク・ライフ・バランスの基本施策9が関係しますが、先ほども大庭委員から一時保育の重要性が挙がっていたのですが、私の法人で乳幼児一時預かりを運営していますが、預かるお子さんが、低月齢化しています。今、生後57日以降の本当に小さな赤ちゃんを長時間預かることもあります。同様に、横浜子育てサポートシステムも0歳児の預かり、しかも長い時間の預かりの依頼が増えています。これはなぜかと思うと、先ほどからあるように、出産年齢が上がっていることもあって、お母さん自身がかかなり疲れてしまって、心身の状況が思わしくなく預けて休みたい。今後、この傾向がますます強くなるだろうと。そう思うと、乳児の一時預かりの場所をきちんと確保することプラス、今、就業していない母親が望む就労スタイルは、ほとんどがフルタイムではなくパートタイムやアルバイトの希望が高かったということは、週3日の労働で週2日どこかに預けたいとか、週2日の労働で週3日預けたいとか、そういう定期的な預かりの一時保育の場所としっかりそれぞれの受け皿をつくっていかないと、多様な世帯は受けとめられないだろうと思っています。一時保育の充実は、ワーク・ライフ・バランスともとても関連していて、例えば認可の預かりで定期的な就労のお子さんを預かり、乳幼児一時預かりでは乳児を専門とするとか、ある程度の役割分担をするとか、一時預かりのグラデーションを持っていくとかという方向性を市として示していただかないと、乳幼児一時預かりの現場は今、両方を受けとめている状況なので、狭い保育室の中で週2日のお子さんと0歳児のお子さんをたくさん預かる状況は、保育士のスキルも必要とされています。処遇も上がっていかない中、この事業を継続するのはきついという声もあるので、ぜひ一時預かりの役割分担とかグラデーションは考えていただきたいと思っています。

それと、最後のスライドの35番です。情報発信や情報提供の推進という、これは本当にこれからの時代、大切なところで、多言語化も必要なのですが、ぜひここに一言加えていただきたいのは、「障害児・者への情報提供をはじめ」とあるのですが、ここにはひとり親という文言も入れておくべきだと思います。ひとり親世帯への情報提供はとても問題だと思いますので、できたら一言加え

ていただけるといいかと思います。

○藤井委員 児童虐待防止対策というところでのお話ですが、問題を抱えるご家庭は一般的ではないかもしれませんが、私の経験上、比較的、住居を転々とされる方が多いわけです。そういたしますと、今、世間でもいろいろと事件化している中で、転居によって引き継ぎがうまくいかなかったということがたくさん出ておりますが、関係機関とのネットワークの強化というところでは、さらなる強化をしていただかないと難しいと思います。それは、役所だけではなくて、警察も含めてだと思っておりますので、ここのところは本当にさらなる強化をしていただきたいと思います。

それともう一点は、多国籍の方が増えているということですが、私が住みますところはインド系のインターナショナルスクールがございますので、インドの方がたくさん住んでおられます。インドの方だけではなくて、赤ちゃん訪問に伺いますと、そのほか東南アジアからもたくさんいらっしゃって、賃貸住宅に住まわれている方がいらっしゃいます。例えば、私が住んでいる霧が丘学園というところは小中一貫校でありまして、そこに入られます障害をお持ちのお子さんは、インターナショナルスクールは受け入れません。という、霧が丘小学校に来ざるを得ないので、霧が丘小学校に入られます。多分、発達障害かと思われるお子さんですので、なおかつ全く日本語をお話ができず、小学校1年生に入学されるというところでは、個別支援級に入られて、そこで支援を受けながら学習されるわけです。その状況を見ていますと、本当に先生が一人つきっきりで授業といえますか、毎日の生活を送っていらっしゃいますので、そういう部分でも手厚い学校単位や先生方に、それは費用の面でもそうでしょうが、さらなる支援をお願いしたいと思っております。小学校1年生で、右も左もわからない中で、なおかつ日本語がわからない中で日本の学校に放り込まれてしまう状況を目の当たりにしますと、お子さんにとっては本当に不安だらけの第一歩、学校としても不安だらけの第一歩だとは思いますが、そういう状況が各地で多国籍のお子さんを受け入れるに当たっては想像できますので、さらなる支援をお願いしたいと思います。

○大野委員 資料5-2の25ページに書かれていると思いますが、今後の取組の方向性ということで、国が平成28年度の児童福祉法の改正で、ソーシャルワーカーを中心とした機能を担う子ども家庭総合支援拠点の機能の設置が努力義務として規定されたということで、先ほど総合強化プランの説明がございましたが、これを令和4年度、2022年度までに全市区町村に設置する目標が掲げられております。この子ども家庭総合支援拠点とは、具体的にどのような機能を持つ拠点なのでしょうか。それから、児童相談所や他の機関などとの連携はどのように行うことになるのでしょうか。また、市はいつまでの予定としてやっているのでしょうか。実は、これは前回8月2日の子ども・子育て会議でも私から質問させていただきましたが、今年の6月に児童福祉法の改正がございました。児童相談所の家庭への立ち入り検査や子どもの一時保護などの介入的対応に当たる職員、それと保護者支援を行う職員を別々に行うということで、介入と支援を分ける法律が国会で決定されております。横浜市は、2001年度から介入と支援を分けて実施されておりますが、今回のこの総合支援拠点については令和4年度を目途にということで、努力義務ということですが、これをもっと早めて、実績までありますので、そのような動きもとれるのではないかと私は期待しているのですが、この辺についてご説明をお願いしたいと思います。

○事務局 子ども家庭総合支援拠点は、今おっしゃっていただいたように、平成28年の児童福祉法改正で努力義務ということで定められて、なおかつ昨年、いろいろな他都市の事件を踏まえての国の緊急総合対策を踏まえて、全市町村に令和4年度までに設置ということで国が目標を出したものです。これはどういうものかといいますと、虐待対応やその支援が必要なお子さんの相談対応を、児童相談

所だけではなくて、市民の方に身近な市町村が受けとめるべきではないかということで、国が示していたものです。横浜市では既にこの子ども家庭総合支援拠点の機能の一部を持っておりまして、横浜市では18区の区役所のこども家庭支援課で平成26年度から虐待対応調整チームを置いて、区役所も相談の通告を受ける機関であり、虐待の対応をする機関として、児童相談所と連携しながら動いております。さらに、横浜市は、区役所のこども家庭支援課に子ども家庭支援相談という機能がございまして、あらゆるお子さんの相談を受けとめる機能がございます。ただ、国が言っている子ども家庭総合支援拠点という機能は、相談支援をただやるだけではなくて、継続して支援を行う、地域の資源をコーディネートして、区役所だけ、児童相談所だけ、行政だけがやるのではなくて、関係機関と連携しながら、行政がそのコーディネート役になりなさいと言っています。そういったことをやるために、横浜市として子ども家庭総合支援拠点の機能をどう考えていったらいいかというのを、庁内で検討するプロジェクトを今始めたところです。このプロジェクトには、我々こども青少年局の関係各課だけではなくて、密接な関係のある教育委員会、それから区役所のこども家庭支援課のメンバーも入って、どのような機能が必要か、あるいはそれに必要な体制はどういったものかというのを今、検討し始めているところです。

○明石副委員長 基本施策3の若者自立支援施策のところで、現状と課題をかなり書き込んでいます。そこで気になったのは、若者のネット依存とあります。そのネット依存の子どもたちに対する支援と、もう一つはネット上でいじめとがあるとか、そのような被害に対する支援はどうなっているのかがここには見当たりません。今はネット依存が社会的にも非常に問題になってきているということがあるので、記述がなかったのが一点気になりました。

もう一点は、先ほど藤井委員もおっしゃいましたが、幼児期の外国人に対する手当てで、横浜市は10万人の外国人登録者がいますよね。外国の方が高等学校に入って、いろいろな事情で中退するのです。それをケアするのが今、東京とか横浜では非常に脚光を浴びているのだけれども、そういう外国の生徒たちが公立高等学校とか私立に入って中退したときに手当てがない、横浜のNPOの方がそれを支援するようなことをやっている。言いたいのは、行政がやることもある。既存のNPOが青少年を支えている施策も視野に入れて、お互いがネットワークをつくってくれるといいかなということ、意見ですが申し上げました。

○事務局 ネット依存、ネットいじめのお話がございました。国でも依存症の計画などもできておりまして、横浜市でも依存症の対策というところでは、健康福祉局や教育委員会と一緒にこれから取り組んでいこうと思っているところです。この段階では書き込めていないのですが、このネット依存というキーワードも盛り込んでいけたらと思います。

NPOに関しても、これから行政だけではできない取組もありますので、連携しながら対応していきたいと思っております。

○大庭委員 DV関係では、前回、この委員会でもお伝えしたと思うのですが、里親への委託ということで、児童虐待も、これに関しては本当によかったと感じております。

それから、時々話題に出ますワーク・ライフ・バランスというところでは、それほど横浜市さんも今、何が何でも保育所を開けるとか、そういった姿勢ではないと、昔よりはそういった姿勢は変わってきているのではないかと感じております。前回の、ミサイルが日本に落ちるかもしれないといったときに、保育士はどうしようといったときに、その危険性があるのであれば閉園するというのを私どもはお伝えしております。そこに関して反対はなかったかと思っております。今回の台風に関しましても、どちらかというと我々のほうがもう少し自立するべきであって、スーパー台風が来

たときは、当然、公共機関が全て止まっているのであれば、これはもう保育士を園に来させることはないわけですから、そういったところでもう既に、徐々に我々と市のコンセンサスはとれてきているのではないかと感じております。その辺、再度確認ということではないのですが、そのように私が思っていることに対して、もし反対であればお伝えしていただければと思います。

○事務局 こんなに激烈な台風は関東地方に来ていなかったのですが、どうするかということ非常に悩ましく思っています。ただ、台風などの災害が起きたときにこそ、ぜひ仕事についていただきたい消防士の方とか医療関係者の方といった方々が、保育園に預けて仕事をしないといけないという状況も当然考えられるので、子どもの安全が確保できる範囲にあっては開けていただきたいというところがございます。ただ、保育園の中には、当日、保育士さんの必要数がなかなか確保できず、誰も来られないとか1人か2人しか来られないということで、この状態で保育園を開けて子どもが安全に預かれるかといった問題も、出てきていることは認識しております。その辺については、今週末も来るということでどうしようかということも実は我々も考えつつ、中期的な視点も持ちながら検討したいと思っております。

3 その他

○山田委員 資料に基づき説明

閉 会

資料	資料1-1	第4期 横浜市子ども・子育て会議 委員名簿
	資料1-2	第4期 横浜市子ども・子育て会議 部会名簿
	資料1-3	横浜市子ども・子育て会議事務局名簿
	資料2-1	横浜市子ども・子育て会議条例
	資料2-2	横浜市子ども・子育て会議運営要綱
	資料3-1～4	部会報告書（子育て部会、保育・教育部会、放課後部会、青少年部会）
	資料4	平成30年度 横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について
	資料5-1	第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画素案（案）の概要
	資料5-2	第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画素案（案）
特記事項	なし	